

保管のみを行う製造業の新規登録申請

申請の流れ	<p>事前相談（登録希望日の約6か月前）</p> <p>↓</p> <p>業者コード登録</p> <p>↓</p> <p>申請書提出（登録希望日の約2か月前）</p> <p>↓</p> <p>実地調査</p> <p>↓</p> <p>（必要に応じて改善指示・改善報告）</p> <p>↓</p> <p>登録</p>
手数料	38,300円
提出様式	様式第十七の二
提出先	県知事
提出部数	1部
申請書類	<p>1 医薬品製造業登録申請書 （申請者が法人の場合は、【備考】に法人番号を記載すること） （【備考】の【許可希望年月日】欄は入力しないこと）</p> <p>2 添付書類</p> <p>①申請者と管理者との間の雇用契約書の写しその他使用関係を証する書類</p> <p>②管理者の資格を証する書類 （薬剤師免許証の写し^(*)（写しを申請書に添付し、原本を窓口に提示）等）</p> <p>③製造所の場所を明らかにした図面</p> <p>ア 製造所付近略図</p> <p>イ 製造所敷地内の建物の配置図</p> <p>ウ 製造所平面図</p> <p>④製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類</p> <p>⑤他の製造業の許可証又は登録証の写し（現に取得している場合）</p>

（注）申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書の添付が必要

（*）オンライン提出の場合、薬剤師免許証等の原本を窓口に提示する証書等の写しに、「当該写しが原本と相違ない旨」、「原本証明を行う年月日」、「申請者等の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）」を記載し、原本証明を行ったものを添付すること。